

駐車場法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として共同住宅を追加するものとする事。

(第十八条関係)

第二 この政令は、令和八年四月一日から施行するものとする事。

(附則関係)